【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成24年8月31日

【会社名】 リーディング証券株式会社

【英訳名】 Leading Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 李 俊順

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目8番8号

【電話番号】 03-4570-1003

【事務連絡者氏名】 財務部長 佐能 輝久

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川一丁目8番8号

【電話番号】 03-4570-1003

【事務連絡者氏名】 財務部長 佐能 輝久

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 264,999,980 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 リーディング証券株式会社 龍ヶ崎支店

(茨城県龍ヶ崎市寺後3585 4)

リーディング証券株式会社 春日部支店

(埼玉県春日部市中央1 - 43 - 18)

第一部【証券情報】 第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容	
普通株式	1,892,857株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。	

(注)1.平成24年8月30日(木)開催の取締役会決議によるものであります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,892,857株	264,999,980	132,499,990
一般募集			
計(総発行株式)	1,892,857株	264,999,980	132,499,990

(注) 1.第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3.募集の目的及び理由

今回の資金調達は、前年度の赤字決算により疲弊した当社財務基盤の強化と収益力の強化を図り、収支改善を図るために執り行うものであり、その概要は以下記載のとおりです。

財務基盤の強化

金融商品取引業者は、金融商品取引法に基づき自己資本規制比率を120%以上に維持することが求められております。万一、定められた自己資本規制比率を維持できない場合、業務停止等を命じられる可能性があります。また、経営環境の悪化による損失計上等の要因により自己資本規制比率が著しく低下した場合には、比率を維持する観点から積極的にリスクをとり収益を追及することが困難となり、収益機会を逸する可能性が高まります。その結果、当社の営業活動に影響を与え、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社の現況は、前年度の赤字決算に伴い3月末の純資産額が549百万円となり、自己資本規制比率は165.11%まで低下致しました。今後の収支状況次第では、自己資本規制比率の140%割れ(法令に基づく届出義務の発生)のリスクもあり、財務基盤の強化は喫緊の課題となっております。

尚、本第三者割当増資完了後の当社の自己資本規制比率は、安全性の一つの目安とされる200%を超え、210%台まで回復する見込みであります。

収益力の強化

上記のような状況下、当社は昨年10月に「早期黒字化達成のための事業計画」を取り纏め、店舗統廃合、本支店の不動産賃貸借契約、情報機器等の見直し等による総合的な経費の削減を実施し収支改善に努めて参りましたが、今般、当社は以下の収益拡大策の実施により、更なる収支改善に努め、早期の黒字化を図って行く所存でございます。(1)売買益の拡大のためのプロップ・トレーディングの実施、(2)委託手数料増加のためのDMA取引への参入、(3)債券売買益拡大のためPB及びリテール営業の外国債券販売に係る債券の仕入・保有資金の拡充。尚、上記(1)~(3)の概要につきましては、後記の[手取金の使途]の欄に記載のとおりです。

有価証券届出書(組込方式)

尚、本第三者割当増資は、本年8月29日を申込期日、翌30日を払込期日とする株主割当増資において、当社の筆頭株主であるリーディング アジア ホールディングス リミテッドの増資払込手続きの遅延等により、結果として大量の失権株が発生したことから、この失権株相当の新株式を当該筆頭株主に割当てるものです。したがって、本第三者割当増資を行うこととした趣旨は、当初想定していた必要資金を確保する目的であり、本第三者割当増資によって当社が当初計画していた資金の調達が可能となり、既存株主全体の利益に資するものであると思料しております。更に、当社株式は金融商品取引所に上場していないものの、本第三者割当増資により発行する新株式によって結果として議決権ベースで25%以上の希釈化が生じることから、その重要性を鑑みて経営者から独立した者による本第三者割当増資の必要性および相当性に関する客観的な意見を入手すべきと判断し、弁護士等の外部専門家による第三者委員会を組成したうえで同委員会に対して必要な資料等を提供したうえで客観的意見を徴求したところ、既存株主の利益を損なうものではないとの意見を得ております。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
140	70	1株	平成24年9月18 日(火)		平成24年9月20日(木)

- (注) 1.第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2. 上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。
 - 3. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 - 4. 申込方法は、下記申込取扱場所に申し込むものとし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価格を払い込むものとします。
 - 5.発行価格につきましては、前事業年度末の1株当たり純資産額である193円63銭、及び本年5月末現在の1株当たり純資産額である171円85銭(注:監査法人による監査は受けておりません。)をベースに、専門家による(大澤公認会計士事務所)株価算定(簿価純資産方式に基づき、1株当たりの株価を算出し、未上場のため流動性ディスカウント15%を加味)を受けた結果、参考として算定された1株当たりの株価が146円となり、当社といたしましては、若干のディスカウント(10円未満切捨て)を行い、発行価格を1株140円と決定させていただきました。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地	
リーディング証券株式会社 本店	東京都中央区新川1-8-8	

(4)【払込取扱場所】

<u> </u>		
店名	所在地	
株式会社三井住友銀行 日本橋東支店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	

3【株式の引受け】 該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

	' H⊼ ⊿	
払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
264,999,980	1,927,000	263,072,980

- (注)1.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。
 - 2.発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書及び目論見書等の作成費用200千円、登録免許税等の必要費927千円、弁護士費用等800千円である。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額263,072,980円については、本年8月に実施した株主割当増資により調達した手取金に加え、当社収支改善のため以下のとおり充当する予定であります。(1)売買益拡大のためのプロップ・トレーディング(システム売買を駆使したアービットラージによる自己売買)の運用資金として100百万円、(2)委託手数料増加のため、内外の機関投資家をターゲットとしたDMA取引(取引所のコロケーションサービスを利用し、データセンターまたはネットワークのアクセスポイントに近接する場所に、当社の取引用システムを設置・接続することにより、スピーディーな売買執行を可能とする取引)の導入に係るIT投資に30百万円、(3)債券売買益拡大のためPB及びリテール営業の外国債券販売に係る債券の仕入・保有資金の拡充資金として133百万円です。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
(1)売買益の拡大のためのプロップ・トレーディン	100	平成24年10月
グ(システム売買を駆使したアービットラージによ		
る自己売買)の運用資金		
(2)委託手数料増加のため、内外の機関投資家をター	30	平成24年10月
ゲットとしたDMA取引の導入に係るIT投資		~ 平成24年12月
(3)債券売買益拡大のためPB及びリテール営業の外	133	平成24年10月
国債券販売に係る債券の仕入・保有資金の拡充		

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

T KAN SI SI	名称		リーディング アジア ホールディングス リミテッド	
	本店の所在地		中華人民共和国 香港特別行政区	
		たる事業所の責 名及び連絡先	国内に事業所を有していないため、該当事項はありません。	
a 割当予	代表者の	役職及び氏名	代表取締役 朴 哲	
定先の 概要	資本金		32,092,122USドル	
	事業の内	容	持株会社	
	主たる出資者及びその 出資比率		リーディング投資証券株式会社 90%	
	直近の有価証券報告書等 の提出日		該当事項はありません。	
	出資関	当社が保有して いる割当予定先 の株式の数	該当事項はありません。	
b 提出者 と割当 予定先		割当予定先が保 有している当社 の株式の数	2,420,165株	
との間の関係	人事関係	•	該当事項はありません。	
	資金関係		劣後特約付金銭消費貸借契約による借入金 100百万円 第1回期限前償還条項付無担保社債の引受 300百万円	
	技術又は	取引関係	該当事項はありません。	

c 割当予定先の選定理由

当社は、当社財務基盤の強化と収益力の強化を図り、収支改善を図ることを目的に、平成24年7月24日 (火)最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式1株につき1株の割合をもって、平成24年8 月30日(木)を割当日として、総発行株式数2,838,399株、発行価格140円、発行価額の総額397,375,860円 の株主割当増資を実施致しましたが、資金調達額が46,004,000円に留まり、改めて増資による資金調達が必要となりました。

これは、筆頭株主であるリーディング アジア ホールディングス リミテッドの増資払込手続きの遅延 等により結果として大量の失権株が発生したためであります。

当社は、リーディング アジア ホールディングス リミテッドの親会社であるリーディング投資証券 (韓国ソウル市)と当社の財務基盤並びに収益力の強化を目的に平成20年11月に「資本業務提携」を締結しており、将来的にも企業価値及び株主価値の向上に資することとなると判断し、リーディング アジア ホールディングス リミテッドに対する第三者割当による新株発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を行うこととするに至った次第であります。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,892,857株

e 株券等の保有方針

リーディング アジア ホールディングス リミテッドは、当社の筆頭株主兼親会社であり、戦略的パートナーであることから、当社の安定株主として当社株式を長期保有する方針であることを確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、リーディング アジア ホールディングス リミテッド及び親会社であるリーディング投資証券より、直近の財務諸表を入手しており純資産、現預金等の規模を確認した結果、本件第三者割当の払込みの確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、平成20年11月に実質的な親会社であるリーディング投資証券(以下、「親会社」という。)との間で「資本業務提携」を締結しておりますが、その際、親会社の事業実態及び反社会的勢力との関係について、実態調査をしており、親会社が大韓民国において証券会社として事業を営み、同社及び同社役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないことを確認し、今日に至っております。割当予定先であるリーディング アジア ホールディングス リミテッドは、平成21年12月に親会社が当社を含めた金融子会社の管理を目的とし、香港で設立した持株会社であり、当社のほか以下の2社を傘下に抱えております。その経営は、親会社の代表取締役であり、かつ当社の非常勤取締役でもある朴哲氏が代表取締役として当たっております。尚、朴哲氏は、大韓民国の中央銀行である韓国銀行にて35年間勤務し、主要な役職を歴任後、副総裁に就任し同行退任後、親会社の代表取締役に就任し今日まで経営に当たっております。

以上のことから、現時点において、親会社並びにリーディング アジア ホールディングス リミテッド が事業実態のある社会的信用力を十分に有した、反社会的勢力と関係を有しない企業であり、同社の役員 及び株主が反社会的勢力との関係を有しないものと判断しております。

会社名	所在地	主要事業
IND-X Securities Limited (株式所有割合 : 100%)	英国	- 英国FSAにBIPRU 125k firmとして登録していて、次の事業を行っており、(1) Advising on investments, (2) Agreeing to carry on a regulated activity, (3) Arranging (bringing about) deals in investments, (4) Making arrangements with a view to transactions in investments, (5) Dealing in investments as agent、ヨーロッパの機関投資家を対象に、execution serviceを提供しています。
IND-X Securities (Asia) Limited (株式所有割合 :100%)	香港	- 香港SFCの登録企業で、License 1 (Dealing in Securities), License 4 (Advising on Securities)を保有しており、機関 投資家にexecution service を提供しています。

2【株券等の譲渡制限】 該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

当社の事業展開にあたり、当社取締役会は財務基盤、及び収益力の強化を目的に265百万円の資金調達が必要であると判断いたしました。

発行価格につきましては、平成24年8月30日(木)を割当日として行った株主割当増資と同じく、前事業年度末の1株当たり純資産額である193円63銭、及び本年5月末現在の1株当たり純資産額である171円85銭(注:監査法人による監査は受けておりません。)を参考とし、専門家による(大澤公認会計士事務所)株価算定の結果、発行価格を1株140円と決定いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

当該第三者割当により新株式が1,892,857株発行され、平成24年8月30日現在の当社の発行済株式総数3,166,999株の59.77%(議決権総数31,664個に対する比率は59.78%、小数第二位未満四捨五入)となり、当社株式は25%以上の希釈化が生じることになります。また、今回の新株発行が完了した場合、割当予定先であるリーディング アジア ホールディングス リミテッドの議決権の所有割合は、増資後85.25%(小数第二位未満四捨五入)となります。従いまして、本件第三者割当は、大規模な第三者割当に相当するものと見込まれます。なお、本件第三者割当後の議決権総数は50,593個となります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対す る所有議 決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割 当 議 決 を を を を を を を を を を を を を
リーディングアジア ホールディングスリ ミテッド (常任代理人 リー ディング証券株式会 社)	Level28,Three Pacific Place 1 Queen`s Road East ,Hong Kong (東京都中央区新川1丁目 8-8アクロス新川ビル5階)	2,420,165	76.43	4,313,022	85.25
広沢商事株式会社	茨城県筑西市横島786 3	100,000	3.16	100,000	1.98
日本電子計算株式会 社	東京都江東区福住二丁目 5-4	70,200	2.22	70,200	1.39
鯨 井 謙 昌	茨城県下妻市	51,380	1.62	51,380	1.01
株式会社ソルクシー ズ	東京都港区芝5丁目33-7	25,000	0.79	25,000	0.49
リーディング証券従 業員持株会	東京都中央区新川1丁目8-8 アクロス新川ビル5階	21,540	0.68	21,540	0.43
道栄紙業株式会社	北海道虻田郡倶知安町比羅 夫283	20,000	0.63	20,000	0.40
三栄レギュレーター 株式会社	静岡県富士宮市安居山 775-1	20,000	0.63	20,000	0.40
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁 目5-1	20,000	0.63	20,000	0.40
MUFGベンチャー キャピタル1号投資 事業有限責任組合	東京都中央区日本橋 1 丁目 7-17	18,500	0.58	18,500	0.37
計		2,766,785	87.37	4,659,642	92.10

- (注) 1. 平成24年7月24日現在の株主名簿を基準として、本年8月29日を申込期日、翌30日を払込期日として行なった株主割当 増資実施後の状況を記載しております。
 - 2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、本件第三者割当による異動を反映しております。
 - 3. 総議決権数に対する所有議決件数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決件数の割合は、少数第二位未満 を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由についての取締役会の判断の内容

平成24年8月30日を払込日とする株主割当増資は上記「4[新規発行による手取金の使途](2)[手取金の使途]」記載のとおり、(1)売買益拡大のためのプロップ・トレーディングの運転資金調達、(2)委託手数料増加のため、内外の機関投資家をターゲットとしたDMA取引の導入に係るIT投資、(3)債券売買益拡大のためPB及びリテール営業の外国債券販売に係る債券の仕入・保有資金の拡充は、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであります。

また、当社を含めた金融商品取引業の経営環境は日増しに厳しさを増しており、自己資本規制比率の増強は喫緊の経営課題でもあります。従いまして、本件第三者割当による資金調達は、当社の事業維持・拡大に必要不可欠であると判断しております。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断

上記「1 [割当予定先の状況] C 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社筆頭株主であるリーディング アジア ホールディングス リミテッドが増資払込手続の遅延等により、平成24年8月30日を払込日とする株主割当増資の払込期日までに、諸手続きが完了しなかったため、当初リーディング アジアホールディングス リミテッドが払い込みを予定していた金額と同額規模の本件第三者割当を実施するものであります。

また、直前に平成24年8月30日を払込期日とした、株主割当増資を実施しており、筆頭株主を除く当社既存株主におかれましては、当社への持株比率を維持する投資機会を相応にご提供させていただいているものと解釈しております。

従いまして、本件第三者割当による当社企業価値の向上及び自己資本増強が、結果として当社既存株主 全体の利益向上に繋がるものと考えております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件第三者割当による資本調達は、議決権ベースの希釈化率が25%以上となることから、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を入手することにいたしました。

そのため、当社は、当社の経営者から一定程度独立し、特別な利害関係者には該当しない第三者である唐澤貴夫氏(弁護士)、前川晶氏(弁護士)及び大澤直也氏(公認会計士)の3名で構成する第三者委員会を設置し、本件第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手を行いました。

当社は、第三者委員会に対して、当社の概要及び現状における財務状況や経営成績、証券業界を取り巻く経営環境、本件第三者割当に係る募集株式発行の目的、調達する資金の額及び発行条件の合理性に関する考え方、発行数量及び株式の希釈化の規模に関する合理性についての考え方、割当先の選定理由、募集後の大株主及び持株比率、今後の事業計画の合理性、発行条件のプロセスの公平性、当社の企業価値向上並びにその他必要と思われる事項に関して説明を行い、同委員会は慎重に審議・検討を行いました。

その結果、同委員会からは、(1)本件第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる。(2)本件第三者割当増資は、総合的に考慮した結果、少数株主にとって特段の不利益にはならないと考える。との結論を記載した意見書を取得しております。

以上の報告を受け、平成24年8月30日開催の取締役会において、本件第三者割当について討議いたしました。その結果、株式価値の希釈化が生じる恐れがあるものの、本件第三者割当の実施により調達する資金により、喫緊の課題である自己資本規制比率の改善が達成できること、及び新たな収益源を構築し当社収益力の向上に資することが可能となること、また、割当先として選定したリーディング アジア ホールディングス リミテッドは、当社の親会社として当社の業務を深く理解し、協力して当社業務の発展に寄与するパートナーとして適当であることから、既存株主の利益を損なうものではないとの判断に至り、同取締役会において、本件第三者割当を行うことを決議いたしました。

EDINET提出書類 リーディング証券株式会社(E23973) 有価証券届出書(組込方式)

- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8【その他参考になる事項】 該当事項はありません。
- 第4【その他の記載事項】 該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】 該当事項はありません。

第2【統合財務情報】 該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】 該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第64期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日(平成24年6月14日)以降、本有価証券届出書提出日(平成24年8月31日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成24年8月31日)現在においてもその判断に変更なく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第64期)の提出日(平成24年6月14日)以降、本有価証券届出書提出日(平成24年8月31日)までの間において、臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

(平成24年6月27日提出)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

EDINET提出書類 リーディング証券株式会社(E23973) 有価証券届出書(組込方式)

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

リーディングアジアホールディングスリミテッド

(Leading Asia (Holdings) Ltd.)

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合 議決権の数

異動前 0個 異動後 21,701個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 0% 異動後 76.45%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

平成23年3月9日付で当社の親会社であるリーディング投資証券株式会社が、同社が所有する当社株式を リーディング投資証券のグループ会社であるリーディングアジアホールディングスリミテッドに 全株譲渡したことによるものです。

異動の年月日

平成23年3月9日

(4)その他の事項

報告書提出日現在の資本金の額:1,670,124千円

本報告書提出日現在の発行済株式総数:普通株式 2,838,399株

(平成24年7月20日提出)

1 提出理由

平成24年7月20日開催の臨時取締役会で代表取締役の異動が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動にかかる代表者の氏名、生年月日、職名、異動年月日及び所有株式数

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
朴 大革 (昭和36年5月12日)	取締役副会長	代表取締役副会長兼社長	平成24年7月20日	-株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成23年4月1日	平成24年6月14日
	(第64期)	至 平成24年3月31日	関東財務局長に提出
有価証券報告書の	事業年度	自 平成23年4月1日	平成24年6月27日
訂正報告書	(第64期)	至 平成24年3月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

第六部【特別情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月13日

リーディング証券株式会社 取締役会 御中

監査法人 まほろば

指定社員 公認会計士 土 屋 洋 泰 業務執行社員

指定社員 公認会計士 井尾 仁志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリーディング証券株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リーディング証券株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が 別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。